

役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員、第三者委員の 報酬と費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和会定款第8条及び第21条、定款細則第7条に規定の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

(役員報酬)

第3条 役員等が、次項に示す職務を行ったときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬額は、1日につき次の通りとする。勤務実態に応じて支給するものとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

区分	職務	報酬額
理事	理事会出席	8,000円
監事	理事会、評議員会出席 監査実施、指導監査立会	8,000円
評議員	評議員会出席	8,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席	8,000円
第三者委員	理事会、評議員会出席	8,000円

3 社会福祉法人和会が運営する施設に職員として勤務する役員等は、これを支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会及び評議員会出席など法人に関する業務を行う場合は、距離にかかわらず、1日あたり2,000円を支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が業務で出張した場合は、旅費規程により支給する。

(法定控除)

第3条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。